



YELL・Spirits

2016年4月

エール・スピリッツ



発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル 1F

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email : info@sr-yell.com URL : <http://www.sr-yell.com>

Facebook : <https://www.facebook.com/yell1354>

Contents

- 代表より
- ソウル視察のご報告
- 組織力アップ！ ～ 社内イベントのススメ ～
- 4月からの社会保険関連の法改正
- エールからのお願い
- 今月のエール

鎌倉です。先月、弊社の佐藤と一緒に マイナンバー浸透後の社会を考えようと 社労士仲間と韓国電子政府を視察してきました。エストニアをはじめとする北欧諸国の電子政府も高次元で構築されていますが、韓国の電子政府も世界において高い水準といわれています。

ソウルでは、グローバルセンター、雇用センター（ハローワーク）、商工会議所、税理士事務所などをまわってきました。ソウル・グローバルセンターは、日本からも多く視察に訪れている場所で、東京都が導入を予定している外国人のための一括申請センターのモデルとなっている場所です。外国人起業家はここに来れば、法人登記や、許認可申請、契約関連などの法律相談、税務、社会保険、不動産まで、会社を立ち上げる支援が1か所で受けられるようになっています。ビザや運転免許証の手続きも同じ建物で可能になっており、国別のサポート窓口が設けられていました。これらのサービスは無料で利用することができ、ソウルで外国人が起業しやすい環境が整えられています。

雇用センターなどの行政機関は人が少なく、どこもすいていたのが印象的でした。ほとんど、電子申請やネットですませることができ、行政のスリム化が進んでいます。

韓国ではすべての取引に取引番号が付与されており、小さな商店で買い物する際も、ID 番号の提示や携帯番号の通知が行われます。これら取引の記録は国税庁に直結していて、これとつながって減税メリットを享受できるしくみです。家族状況、学費の控除、社会保障費なども ID でつながっているため、年末調整や確定申告が電子申告であつという間に終わるとのこと。行政の効率化だけでなく、国民の利便性やメリットは大きいようです。

あまりにガラス張りのシステムに驚きましたが、すでに国民にはあたりまえのこととして電子政府が浸透していました。浸透させる過程での中小企業への助成制度や、お年寄りなどインターネットを利用しにくい方へのサポート体制についても 電子政府の構築を担う方から話を伺い、高い視点で国のシステムをスピーディーに構築すること、国の未来を形作ることにについて考えさせられました。

マイナンバー浸透後の世界、価値の再構築について私の頭の中でぐるぐる回っています。エールメンバーと共に 社内の改革スピードを上げ、皆様に、社会に、どんな 貢献ができるのか、しっかりと考えてまいります。

ソウル・グローバルセンター



韓国電子政府の仕組みについて



ソウル在住の顧問先のお客様と合流して、ソウル市街や歴史ある街並を散策しました。こちらは鍾路区(チョンノグ)桂洞の中央高等学校。

組織力アップ!

～ 社内イベントのススメ ～

4月は入社・人事異動の季節。新しく入社した方、異動してきた方、新たな環境での関係作りが重要になりますね。最近、顧問先企業様から、社内のコミュニケーションが上手くとれていないというお話をよく耳にするようになりました。「仕事とプライベートは分けたい」という声もあると思いますが、新しく入社された方を始め、社員が定着し長期間働けるような社内の雰囲気を作り、業務を円滑に回すためには社内コミュニケーション活性化も重要です。今月号では、社内イベントの効果と、「わが社もイベントをやろう!」と思っていただいた企業様のためにイベント案をいくつかご紹介します。



◆ 社内イベントの効果 ◆

若手新入社員にとって仕事に対する高いモチベーションにつながる点として、「職場の人間関係が良い」という点は重視されており、**社内イベント実施後の職場内の変化**については次のような調査結果があります。コミュニケーションが増えると、「自分も会社の一員である」という会社

- 1位 : 「職場の中でコミュニケーションが増えた」
- 2位 : 「他の部門と仕事がしやすくなった」
- 3位 : 「上司と話やすくなった」
- 4位 : 「仕事に対するモチベーションが上がった」

への帰属意識が高まり、間接的にモチベーションアップにつながることもあるかも知れません。

出典：「社内イベントに関するモチベーション調査」
((株)ジェイティービーモチベーションズ、2015年)

社内イベントの良かった点としては「社員全員が同じ場所に集まったこと」、「参加型で、自分たちも一緒に楽しめたこと」、「会社や同僚・上司について知ることができたこと」が「食べ物や飲み物」「演出や企画」「会場の設備やグレード」といった回答よりも上位に挙げられています。

一方、**社内イベントの良くなかった点**の上位は、「一方的に聞いただけで退屈した」、「一部の社員のみだった」「社長や役員の話が長すぎた、または共感できなかった」が上位3つです。

◆ 参加したいと思う社内イベント ◆

参加したいと思う社内イベントの上位4つは次のとおりです。

- 1位 : 「社員同士が和やかに交流できる社内イベント」
- 2位 : 「普段行けない場所で開催される社内イベント」
- 3位 : 「豪華な式典やグレードの高いパーティが含まれる社内イベント」
- 4位 : 「他の部門のことがわかったり交流したりできるイベント」



2位、3位は費用もかかることなので、簡単には開催できませんが、調査の結果では、1位の「社員同士が和やかに交流できる社内イベント」が突出して高いという結果になっていますので、費用をかけなくても、「参加したいイベント」の企画は十分可能です!

～社内イベント成功のキーワード～

「全員で」「参加型」「会社やお互いのことを知ることができる」

円滑なコミュニケーションを実現するためには、そのベースとなる「信頼」を日ごろから積み上げるよう努力しておかなくてはなりませんし、信頼を積み上げるには、何度も確かなコミュニケーションを重ねる必要があります。それらは、何も意識せず勝手に作り上げられるのを待っていたり期待するのではなく、戦略的に考えて自ら進んで施策を打たなければ理想的な形はできません。従業員同士、上司と部下、部門間、経営陣と一般従業員。外部も含めれば、顧客と従業員、地域社会と会社など様々です。会話が不足している部分には何か手を打つ。どのような頻度でどのようなコミュニケーションをとるのか、自社の仕組みを考えてみませんか？



コミュニケーション

地域の子供たちを
招くイベント

他にも・・・

キャンプ・登山・ウォーキング・お花見
地域のお祭りに参加・取引先見学バスツアー
社内運動会・シャッフル飲み会・
キックオフイベント・地域活動・・・

ランチ&勉強会



社員の家族も一緒に創作料理



外部コンサルタントを
招いての Beer ミーティング



書き初め



ミーティング席決めゲーム

考えるゲーム



忘年会などの季節行事

ありがとうカード表彰



海釣り



屋外で
チームビルディング



誕生日会

★「入社前にミーティングに参加したことで、メンバーと事前に交流ができ、職場の雰囲気も良くわかり、入社後早く馴染むことができた」
★「仕事以外の顔を見れていたことで仕事が厳しくても、前向きに頑張ろうと思えた。」
★「家族の顔を知っていることは、理解しやすく、協力しやすい。」

4月からの社会保険関連の法改正

✓ 健康保険 標準報酬月額等級の上限が改定

社会保険料や保険給付額は、給与額に応じて個人毎に決まっている「標準報酬月額等級」により決定されますが、健康保険・厚生年金でそれぞれ等級に上限が設けられていますが、4月より、健康保険の標準報酬月額等級の上限が47級 121万円から3等級引上げられ、50級 139万となります。

(厚生年金の上限は変更ありません。)

現在の標準報酬月額が121万円の被保険者については、4月分保険料より自動的に標準報酬月額が新しい等級にあてはめ、改定されます。

改正前

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上

改正後

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

※これまでは第47等級が上限

※新たに3等級が追加され、第50等級が上限

★例えば、月額の報酬が1,300,000円の場合・・
現在は、標準報酬月額は上限の121万円ですが
改定後は、第49級133万円に引き上げ。

重要

- ◇ 改定後の新等級に該当する被保険者がいる場合は、4月中に年金事務所より会社宛に『標準報酬改定通知書』が郵送されます。
- ◇ 改正に伴う手続きは不要ですが、特例による月額変更には該当する場合は、報酬月額改定届の提出が必要です。
- ◇ 社会保険料を当月控除している会社は、4月支給分の給与計算時から、翌月控除の会社は5月支給分の給与計算時から、保険料を変更して下さい。

✓ 健康保険 累計標準賞与額の上限変更

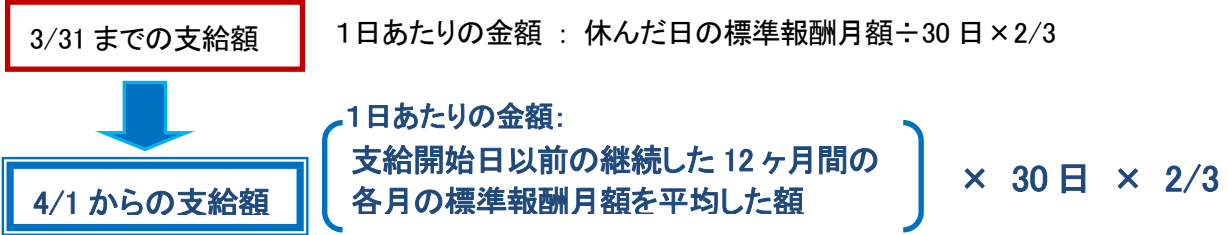
年度の累計標準賞与額の上限が、年540万円から、573万円に引き上げられます。

メールより 手続きをご依頼頂いている企業様へお願い

- ① 年金事務所から「標準報酬改定通知書」が届きましたらメールまで FAX、メール添付、電子会議室などでご送付ください。 ※原本は企業様にてご保管をお願い致します。
- ② 上記①の改定通知書の対象となっている方の報酬が昨年7月以降変更があった場合は、メールまでお知らせください。

✓ 傷病手当金・出産手当金の計算方法の変更

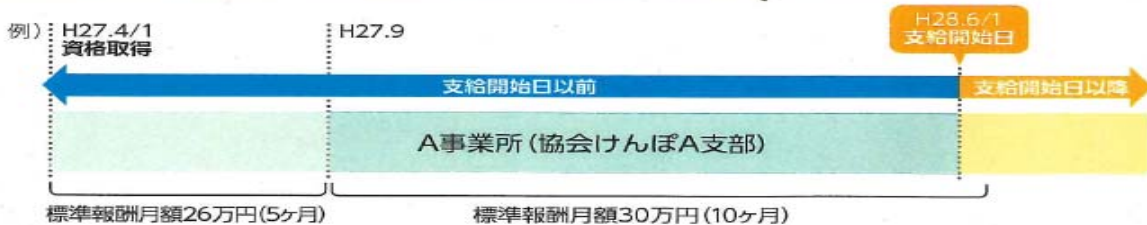
4月から、傷病手当金・出産手当金の支給額が、支給開始前1年間の給与をもとに計算されるようになります。



○ 支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合

- 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
 - 28万円(当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)
- を比べて少ない方の額を使用して計算します。

○ 支給開始日以前に12ヶ月の標準報酬月額がある場合



支給開始日以前の12ヶ月(H27.7~H28.6)の各月の標準報酬月額を合算して平均額を算出します。

$$(26\text{万円} \times 2\text{ヶ月} + 30\text{万円} \times 10\text{ヶ月}) \div 12\text{ヶ月} \div 30\text{日} \times \frac{2}{3} = 6,520\text{円}$$

※1 「30日」で割ったところで1の位を四捨五入します

※2 「 $\frac{2}{3}$ 」で計算した金額に小数点があれば、小数点第1位を四捨五入します

✓ 国民年金保険料の改定

	平成27年度	平成28年度
国民年金保険料(月額)	15,590円	16,260円

雇用保険料率の改定 (H28年4月1日~H29年3月31日までの雇用保険料率)

	① 労働者負担	② 事業主負担		① + ② 雇用保険料率	
		失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率		
一般の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	5/1,000	9/1,000	5/1,000	4/1,000	14/1,000

エールからのお願い

◆退社・扶養異動のご連絡のお願い

春は人の動きが多くなる季節です。入社・退職がある場合はお早めにご連絡ください。(健康保険証は弊社が手続きしてから発行まで2週間ほどかかります。)また、健康保険の被扶養者が就職された場合なども「被扶養者異動届」の提出が必要です。保険証を回収し、弊社までご送付下さい。

◆昇給・降給等による賃金変更のご連絡のお願い

給与の昇降給・賃金体系の変更(人事制度改定、時給→月給 など)・諸手当(通勤手当含む)変更・役員報酬変更等がある場合は、必ずご連絡下さい。大幅な変更がある場合、標準報酬月額の見直し(月額変更届)が必要です。ご連絡がないと変更手続きが遅れ、変更時にさかのぼって標準報酬月額を訂正し、事業主様・従業員様双方に差額の保険料を負担していただくことになる場合がございますので、ご連絡漏れののないようお願い致します。

◆賃金台帳送付のお願い

労働保険の年度更新準備のため、3月支給分が確定しましたら、賃金台帳を弊社までお願い申し上げます。

今月のエール

3/13(日)、“横浜マラソン”の応援に行きまして！ランナーとして参加されている顧問先の社長様やエールメンバーの家族を探しながらわいわいと盛り上がりました！ランナーの皆様、本当にお疲れ様でした！

“横浜マラソン”メンバーと顧問先企業の社長様を応援！



＼エールは横浜の中小企業を応援します！！／

マリンタワーの階段
335段をみんなで
制覇しましたー！



QRコードを読み取るとエールのYouTube 動画やFacebook がご覧いただけます

↓ YouTube 動画 ↓



↓ エール Facebook ↓



↓ 建設業 Facebook ↓

